

休業手当により雇用を維持する 事業主の皆さまへ

雇用調整助成金

特例措置
について

経済上の理由で事業を縮小する事業主が、休業で雇用を維持する
場合に、休業手当の一部を国が助成します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和4年11月30日
まで特例措置を延長しています。

こんなときにも使える可能性があります！

知事からの要
請に協力して、
飲食店の閉店
時間を早めた

予定していた
イベントがな
くなり、労働
者を休ませた

シフト制労働
者を休ませた

社内で一部の
部署だけ休業
した

具体的な要件などを、裏面にまとめています。
雇用の維持・継続のために、ぜひご一読ください。

裏面へ

休業手当を支払って雇用を維持する事業主の皆さまへ

対象者



次のすべてに当てはまる、すべての業種の事業主

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ・最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少[※]している
- ・労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている。

※2年前または3年前の同じ月との比較や、休業した月の前月などとの比較もできます。
※これまで雇用調整助成金（特例措置）を申請していなかった事業主が、初めて令和4年10月・11月の休業について申請する場合は、10%以上の減少。

内容



助成対象

- ・事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など

※雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」で助成されます。

申請期限

- ・支給対象となる期間の最終日の翌日から2か月以内

助成額



平均賃金額と休業手当の支払率をかけた額に、助成率をかけた額です。
特例措置の拡充として、①②のどちらかが実施した休業は、以下のとおり1人1日あたりの上限額と助成率を引き上げています。

- ①緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置の対象区域の都道府県知事の要請等を受けて、営業時間の短縮等に協力する事業主
- ②売り上げ等が最近3か月の月平均値で前年同期、前々年同期または3年前同期比30%以上減少している事業主

		1人1日あたり上限額		助成率	
		3月～9月	10月～11月	解雇等がある	解雇等がない
中小企業	下記以外	9,000円	8,355円	4/5	9/10
	特例①②	15,000円	12,000円	4/5	10/10
大企業	下記以外	9,000円	8,355円	2/3	3/4
	特例①②	15,000円	12,000円	4/5	10/10

申請方法



事業所の所在地を管轄する都道府県労働局やハローワークへ来所、または郵送やオンラインで申請してください。

オンライン申請はこちら→



お問い合わせ



詳しい要件やご相談は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。
雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999

受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

厚労省HPはこちら→

